

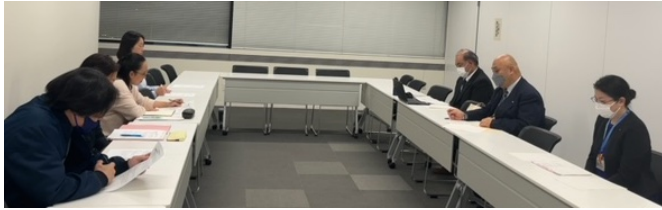


No. 1 2 0 5

2023年 11月 27日 (月)  
発行：浦安市職員組合  
庁舎内線11091 FAX (304) 7205  
kumiai-u@jcom.home.ne.jp

## 当局から「給与改定」の提案

### 11/6 (月) 人事課長交渉を実施、当局提案について妥結



11月6日 (月) に組合は、給与改定について当局からの提案を受け、交渉を行いました。

今回の給与改定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じ、初任給を始め若年層に重点を置き、行政職 (1～9級) 及び教育職 (1～3級) の給料表の改定率を0.3%から3.5%引

上げる。また、期末・勤勉手当についても、勧告に準じ、現行の4.4月分から0.1月分引き上げ4.5月分とする。なお、会計年度任用職員については、県から改正内容が発表され次第、議案を上程する。

以上のような当局からの提案があり、組合として若年層以外の引き上げについては、物価高や子育てに係る費用なども考えると、満足するものではありませんでしたが、給与改定の引き上げであることから妥結としました。今後、確定要求の交渉もあるので、引き続き、全職員に対しての給与や職場環境の改善を目指します。

組合からは、会計年度任用職員の給与について、以前は雇用から5年経過後は最初の給与に戻るとのことであったが、現在は同じ職であれば単価はキープされるはずで、各課の担当などが情報をアップデートできていない現状がある。この案件については、会計年度職員の離職にも繋がりにくいため、さらなる周知徹底を要望し、当局はこの状況は把握しており、説明機会を通じ実施していくとの回答であった。

## 人事院勧告等に伴う給与改定について

### 1. 給料表の改定

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容に準じて引上げ改定。初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ、これを踏まえ所要の改定を行う。

会計年度任用職員については、千葉県の改正内容に準じた議案上程を予定。

#### (1) 行政職給料表

##### ①改定率

②初任給 行政職高校新卒170,900円 (現行158,900円) 12,000円引上げ 1-9

級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
改定率	3.5%	1.5%	0.8%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%

行政職短大新卒181,800円 (現行169,800円) 12,000円引上げ 1-17

行政職大学新卒202,400円 (現行191,700円) 10,700円引上げ 2-5

## (2) 教育職給料表

### ①改定率

級	1	2	3						
改定率	2.3%	1.4%	0.8%						

②初任給 教育職短大新卒210,200円（現行196,800円）13,400円引上げ 1-17

教育職大学新卒224,700円（現行212,800円）11,900円引上げ 1-25

[実施時期] 令和5年4月1日

## 2. 期末・勤勉手当について

勧告に準じ、民間の支給割合に見合うよう、支給月数を0.1月分引き上げ4.5月分（現行は4.4月分）とする。引上げ分については、期末手当・勤勉手当双方に配分。令和5年度については12月期の期末・勤勉手当を引き上げ、令和6年度においては、6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当を均等にするよう配分。

会計年度任用職員については、千葉県の改正内容に準じた議案上程を予定。

[実施時期] 令和5年12月1日

### ①再任用職員以外の職員

		6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	1.2月 支給済み	1.25月（現行1.2月）	2.45月 現行2.4月
	勤勉手当	1.0月 支給済み	1.05月（現行1.0月）	2.05月 現行2.0月
令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月

### ①再任用職員

		6月期	12月期	年間
令和5年度	期末手当	0.675月 支給済み	0.7月（現行0.675月）	1.375月 現行1.35月
	勤勉手当	0.475月 支給済み	0.5月（現行0.475月）	0.975月 現行0.95月
令和6年度以降	期末手当	0.6875月	0.6875月	1.375月
	勤勉手当	0.4875月	0.4875月	0.975月

## 組合員みんなの声をお寄せください！！



みなさんの声を今後の交渉や今後の組合活動などに役立てたいと思います。職員組合では「目安箱」を用意しています。

浦安市職員組合ホームページ (<http://kumiai-u.s2.weblife.me>) から「電子投書箱」へ。 ※匿名での投稿が可能です。

★職場で困っていること、組合への要望など、どんなことでも結構です。ご意見・ご要望などは庁舎10F 組合事務所、お近くの執行委員、もしくはこちらの電子投書箱をご活用ください！